

木質バイオマス認定事業者セミナー2020

(概要報告)



1. 目的 : 平成24年7月より「再生可能エネルギーの固定買取制度」(FIT制度)が施行され、本会では林野庁ガイドラインに準拠し「自主行動規範」、「事業者認定実施要領」を定め、「関連組合員」の業務円滑化に対応してきた。事業者認定制度発足から8年が経過し、認定事業者数も県内東部地区を主体に増加傾向にある中、制度運用実務者である認定事業者の責務を再確認し、認定制度の的確運用を目指す。

2. 開催日&会場 : 令和2年11月17日(火) 富士市柳島189-8「ふじさんめっせ」会議室1・2

3. 参加者 : 合計51名(うち認定事業者47名)

4. 内容 :

●**主催者挨拶** : 静岡県木材協同組合連合会 事務局

近年、「木質バイオマス発電所の新設」や「供給事業者認定申請」が増加傾向にある中で、4回目を迎える本セミナーは、去る10月に御殿場地区にて実施した「認定事業者に対する現場モニタリング」の結果を踏まえ、指導団体である「(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会」の専門調査員を講師として招聘し、ご講義いただく。「再生可能エネルギー」利用拡大の時勢を踏まえ、本セミナーの情報等を活用し、制度的的確運用に努めていただきたい。

●**講座** : 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について

講師 / (一社)日本木質バイオマスエネルギー協会 専門調査員 大久保 敏宏 氏

① 「日本木質バイオマスエネルギー協会」および「FIT制度」概要紹介

- ・2012年から任意団体として活動し、2015年に法人化。「実態調査の実施、関係省庁への要望、セミナー・勉強会の開催、相談窓口の運営等」が主な業務である。
- ・FIT制度により、再生可能エネルギーによる売電は「固定価格」で買い取りされ、最終的に、エンドユーザーが「再生エネルギー賦課金」として負担する仕組みとなっている。
- ・供給事業者による「証明書の連鎖」が適切になされることが重要であるが、2017年に総務省が実施した「行政評価・監視」では、「証明書を適切に入手・作成していない」事案が多数指摘された。このような事案は、最悪の場合、行政処分により発電所が差額の返還を求められ、訴訟による損害賠償が求められる可能性がある。

② ガイドラインに関するクイズ

- ①「証明書発行のタイミング」、②「未利用材のみの場合の分別管理方法」、③「運送業者(委託)に係る事業者認定の必要性の有無」、④「保安林の調達区分」、⑤「間伐材の調達区分」の5問が出題された後、解答についての解説があった。

③ ガイドライン運用に関する基本事項

- ・由来の明確化について、「間伐等由来」、「一般木質」、「建設資材廃棄物」の3区分の定義の内容が解説された。
- ・由来ごとにまとめる「分別管理の重要性」が説明され、「素材生産事業者」、「チップ等加工事業者」における「好事例」が紹介された。

④ 「よくあるご質問」について

「よくあるご質問」について、下記3点の解説があった。

・ 証明書に最低記載すべき項目

基本的に、ガイドラインに示す「証明書のひな型」に基づき作成すれば問題ない。特に、伐採段階では、出材された場所がわかる書類(伐採届など)を添付するよう留意する。

・ 納品書を活用した証明書の例

運送時の納品書に必要事項を記載することで証明書に代えることができるが、運送に関しては、さまざまな取引形態があるため、画一的な方法はない。納品書を活用した証明書を発行したい場合は、認定団体等に相談のうえ、対応されたい。

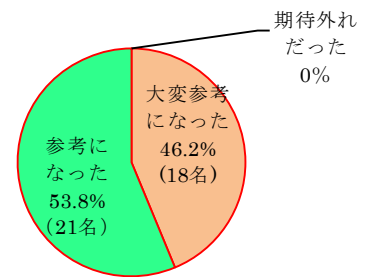
・ 河道内樹木の取扱いについて

台風等により発生した「河道内樹木」を木質バイオマスとする場合は、レジユメ P41の「区分表」を参考にし、調達区分を確認すること。

5. アンケート : 回収数 39名 (対象 47名、回収率 82.9%)

● 研修会に対する質問等 ●

- ・ 広葉樹林の主伐皆伐の場合、経営計画対象林は未利用区分となるか？
- ・ 初回受講だったので、FIT 制度の仕組みや実務のポイントが整理できた。
- ・ 「違反事例」を多く紹介いただければ、同じ失敗を防ぐことができると思う。



6. 記録画像 :

